

工事請負契約条項

(総則)

- 第1条 発注者は、受注者に対して、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下これらの書類をあわせて「設計図書」という。)に基づく工事(以下「本件工事」という。)を注文し、受注者はこれを完成することを約した。
- 2 受注者は、設計図書並びに本契約書の定めるところに従い、日本の法令を遵守し、誠実に工事を施工し頭書記載の工期内にこれを完成させ発注者に引き渡さなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して前項の対価として頭書記載の請負代金を支払うものとする。
- 4 仮設、施工方法、その他本件工事の目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、本契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において決定する。
- 5 受注者は、本契約を履行するうえで知り得た発注者の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 6 本契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 本契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 本契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。なお、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による工事を施工しない日又は時間帯の定めは、設計図書を参照するものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟の提起については、千葉地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合は、受注者は当該企業体の代表者を定め、これを発注者に通知するものとする。発注者は、本契約に基づく行為は、全てを共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下、「保証の額」という。))は、頭書で定めた契約保証金の額以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第43条の3第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、発注者及び受注者は、保証の額が変更後の請負代金額に対し、頭書で定める契約保証金の割合に達するまで保証の額を増減するよう請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本件工事の目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による出来形払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権、その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や出来形払等によってもなお本契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称、その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本契約書で監督員の権限と定められた事項の他、本契約書で発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任した事項及び、設計図書に定めた次に掲げる事項に関する権限を有する。
- (1) 本契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく本件工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

- 3 発注者は、監督員を2名以上置き前項の権限を分担させたときは、受注者に対して、それぞれの監督員の有する権限の内容を通知しなければならない。また、監督員に本契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 本契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、本契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、現場代理人及び主任技術者等(建設業法第26条の規定による主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)を選定し、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を選定したときも同様とする。
- 2 前項の届出事項に変更があったときは、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。
 - 3 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う他、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、第12条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 6 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができない。

(履行報告)

- 第11条 受注者は、設計図書の定めに従い、本契約の履行状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し適正な工事の施工の確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。

設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、不合格決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定する他、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又はこれを使用することが適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を

受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定する他、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更することができる。なお、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、本件工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により、支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた本件工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が本件工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物、その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって、当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 本件工事の施工部分が設計図書に適合せず、監督員が再施工を請求したときは、受注者は当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する他、監督員は、本件工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、本件工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の記載内容に齟齬が生じていること(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、監督員は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合は、次の各号に従う。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があると認められる場合、発注者が設計図書の訂正を行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が設計図書の変更を行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して、発注者が設計図書の変更を行う。
 - 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定による他、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)等であつて発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由により、工事の目的物等に損害を生じ若しくは発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由により、工事現場の状態が変動し、これにより、受注者が本件工事を行うことができないと認められるときは、受注者は発注者の承諾を得て、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。ただし、この場合においても、受注者は、原則として、自己の責任と負担において工事を完成すべき義務を負うものとする。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知のうえ、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。なお、この通知は発注者の緊急の必要により急遽なされる場合がある。
 - 3 発注者は、前項の規定により、本件工事の施工を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期を変更することができる。
 - 4 第2項の規定により、工事の施工が一時中止され、受注者が本件工事の続行に備え工事現場の維持費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用等本件工事の一時中止に伴い増加費用を負担する必要がある場合、受注者は、あらかじめその旨を発注者に通知するものとし、発注者は、発注者と受注者とが協議のうえ、定まった金額を負担するものとする。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、

工期以内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により、工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期を変更する場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が工期を定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議を開始する日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議を開始する日を受注者に通知しない場合には、受注者は、協議を開始する日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額を変更する場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議を開始する日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議を開始する日を受注者に通知しない場合には、受注者は、協議を開始する日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により、請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定による他、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内にお

いて急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議の上請負代金額を変更することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更協議の開始から14日以内に協議が整わない場合にあっては、請負代金額は発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行なった日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、監督員の意見を聴いたうえで臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者は監督員の意見を聴かずに臨機の措置をとることができる。

- 2 前項に基づき、受注者が臨機の措置をとった場合は、受注者は、その措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止、その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により、臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害(第28条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 本件工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、本件工事の施工につき、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)発注者及び受注者のいずれの責めに帰することができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときでも、受注者は、原則として、自己の責任と負担で本件工事を完成すべき義務を負う。

- 2 前項により、受注者が重大な損害を被り、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会い、その他受注者の本件工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第4項において「損害合計額」という。)が請負代金額の100分の1を超える場合は、発注者と

受注者とが協議のうえ、発注者はその一定額を負担するものとする。

3 前項の損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事的目的物に関する損害

損害を受けた工事的目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料の原価とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

4 数次にわたる不可抗力により、損害合計額が累積した場合において、第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第2項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代わる設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議を開始する日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議を開始する日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、本件工事を完成したときは、本条第2項に掲げる検査に要する期間を含む工期内に、その旨を通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者(以下「検査員」という。))は、前項の規定による通知を受けたときは、14日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工期内に検査を完了することができない場合はこの限りでない。

3 前項において、発注者は、必要があると認められるときは、工事的目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合、発注者は受注者に対して破壊検査が必要な理由を告げるものとする。

4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 第2項の検査に合格した場合、受注者は遅滞なく工事的目的物を発注者に引渡さなければならない。

6 第2項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この修補を完了した場合、受注者は遅滞なく工事的目的物を発注者に引き渡さなければならない。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、第31条第2項(同条第6項の規定による場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、発注者に対して請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から、頭書の支払い条件により、請負代金を支払わなければならない。なお、当該支払いまでの期間は72日間を超えないものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により、前条2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期

間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事的目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により、工事的目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書に定めた前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、頭書の支払い条件により、支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書に定めた中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に対する頭書の前払金の割合により算出した額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは頭書の中間前払金の割合により算出した額を含む。)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に対する頭書の前払金の割合により算出した額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは頭書の中間前払金の割合の額を含む。)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第6項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合の他、請負代金額が減額された場合

において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり、その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本件工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料等本件工事に必要な経費の支払いのためのみに使用するものとし、それ以外の支払いに充当してはならない。

(出来形払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、第2項以下に定めるところにより出来形払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書に定める回数を超えてはならない。

2 受注者は、出来形払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会のうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、出来形払を請求することができる。この場合において、発注者は頭書の支払条件により、支払わなければならない。

6 出来形払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

出来形払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により、出来形払金の支払いがあった後、再度出来形払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に出来形払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分完成引渡し及び部分完成払)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において本件工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本件工事が完了したときは、第31条中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分完成引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分完成引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により、準用される第31条第2項の検査結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分完成引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額 \times (1-前払金額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(前条において準用する場合を含む。))又は第37条の規定に

基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により、受注者が本件工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更するものとする。また、受注者が本件工事の続行に備えて工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担する場合、発注者はこの増加費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)であるときは、受注者に対して目的物の補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、その履行の追完に過分の費用を要する場合であっても、契約不適合が重要ではない場合を除き、発注者は、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の規定により発注者が指定した方法による履行の追完又は損害賠償の請求をするときは、不適合を知った時から1年以内にその旨の通知を行わなければならない。

3 前項の規定は、工事目的物を発注者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 第1項の規定は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に本件工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。なお、本条の損害金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分完成引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とし、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。))の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 正当な理由なく、本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (2) 工事が工程表より著しく遅れ、受注者が工事を工期内に完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。
- (5) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 第5条4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合の他、本契約に違反したとき。
- (8) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。
- (9) その他契約を継続し難い事由のあるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第44条の3又は第45条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本条の違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

- (1) 第43条、第43条の2又は第50条の規定により工事目的物の完成前に本契約が解除された場合
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(第50条の規定により、本契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、本件工事が完成するまでの間は、第43条又は第43条の2の規定による他、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により、本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の2 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第43条各号又は第43条の2各号の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第44条の3 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本件工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月を超えたとき。ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の2 第44条の3又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査するものとする。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の検査に合格した部分及び検査済工事材料の引渡を受けるものとし、当該引渡を受けたときは、当該引渡を受けた部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条の規定による出来形払をしているときは、その出来形払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第3項の引渡を受けた部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2、第43条の3第2項、第50条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第44条の3又は第45条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部

分に使用されているときは、受注者は発注者に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、受注者は発注者に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物、その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

8 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

9 第5項前段及び第6項の前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第43条、第43条の2、第43条の3第2項、第50条又は第53条の規定によるときは発注者が定め、第44条、第44条の3又は第45条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。

また、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

10 工事の完成後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等について、設計図書に定めるところに従い火災保険、建設工事保険、その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)を付さなければならない。

2 受注者は前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事的目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金の請求金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、これに対して発注者の指定する期間の翌日から支払い済みに至るまで年5.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5.0パーセントの割合で計算した額の追徴金を徴収する。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

第49条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。

(2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。

(3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。

(4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。

(5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る解除権等)

第50条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。2 発注者及び受注者は、前項により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(秘密の保持)

第51条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項に定める万全な対策について、秘密情報の取り扱い状況を検査するため、随時報告を求められるものとする。

3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。

4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。

5 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

6 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。

7 前各項にかかわらず、営業秘密に関しては、本項第1号から第6号の場合、適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。

(1) 開示時点ですでに公知となっているもの。

(2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。

(3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰することなく公知となったもの。

(4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。

(5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。

(6) 本契約の履行によって発注者が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するものとする。

8 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかにその措置を講ずる

ものとする。

9 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。

10 本条における用語の定義は以下の通りとする。

(1) 「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた次の①の情報及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により、被開示者に通知するものとする。

① 営業秘密

発注者又は受注者の情報のうち営業秘密として管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。

② 個人情報

発注者又は受注者の保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。

(2) 「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他、情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう(パソコンを媒体とする情報の流出を含む。)

(3) 「業務行為」とは、発注者及び受注者間で行われる情報の提供を伴う行為(交渉、協議、依頼等を含む。)の一切をいう。

(4) 「関係者」とは、自己の役員、従業員(派遣労働者を含む。)、取引先等(代理人、下受注者又は下受注者となりうるものを含む。)、本契約に携わるすべての者をいう。

11 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開示できるものとする。

(パソコンの使用制限)

第52条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコンの使用を必要とする場合は、パソコンを媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 個人所有パソコンの使用禁止。

(2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコンの使用禁止。

(3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコンの使用禁止。

2 発注者及び受注者は、パソコンからの情報漏洩の事実又はその可能性を発見した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第53条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は第54条第1項第2号又は第3号に該当するとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第54条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の1に相当する額その他、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。

(2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。

3 前2項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 第43条の3第3項の規定は、第1項から第3項の違約金に準用する。

(あっせん又は調停)

第55条 本契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により、その解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者、その他受注者が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により、受注者が決定を行った後若しくは第12条

第5項の規定により、発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第12条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により、紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第57条 本契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法、その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準じるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(総合評価方式による債務不履行)

第58条 本契約が総合評価方式による場合は、受注者は、提出した技術資料に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

2 本契約に関して、受注者の技術提案等が達成されなかったと発注者が判断したときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、受注者は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 第2項の場合、違約金の額は、総合評価方式応募要領のとおり算定する。なお、本条の違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。また、第42条における損害金とは別に受注者は支払わなければならない。

(補則)

第59条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。